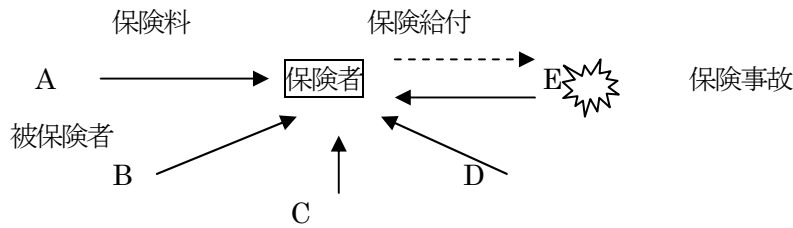


1.2.3.1.「保険」とは

同様の危険（保険事故）にさらされている多数の人が集まって、互いに保険料を負担することで、危険が現実化した際の損失を穴埋めする仕組み。



基本的な構造は、社会保険も民間保険（私保険）も同じ。

1.2.3.2 社会保険と私保険の特徴

	社会保険	私保険
保険者	国・地方公共団体	株式会社・相互会社
被保険者となる者	法律で定められる（強制加入）	保険契約の締結による（任意加入）
保険料・保険給付の支払い方	定額・報酬比例など様々 (所得の再分配機能)	リスクに見合った保険料・保険給付 (給付・反対給付均等の原則)
原理	社会的妥当性を強調（社会連帯・扶助原理）	個人の公平性を強調（保険原理）

2.年金保険

2.1.公的年金制度の概要

2.1.1.目的

老齢・障害・生計維持者の死亡 に対する所得保障制度

2.1.2.特徴

- ①国民皆年金
- ②社会保険方式
- ③世代間扶養

2.1.3.構造 (No.2 参照の図)

年金制度発足当時は、職域ごとに制度が分立していた。

1985年の基礎年金改革により、国民全員に共通の基礎年金（国民年金）が創設され、厚生年金・共済年金は基礎年金給付の上乗せとして、報酬比例年金を給付する制度へと再編成された。

Topic 被用者年金の一元化

被用者年金とは、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済と厚生年金保険共済年金制度には職域加算があるが、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向で実施
将来的には、公的年金制度の一元化が実施されるか？

2.1.4.被保険者

2.1.4.1.国民年金の被保険者（国年7条）

- ①第1号被保険者：日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人で②③に該当しない人
- ②第2号被保険者：厚生年金や共済年金の加入者【→2.1.3.2】
- ③第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者【→健康保険の被扶養者】

以上は、強制被保険者（強制加入）

日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の者などは任意加入（国年附5条1項など）

2.1.4.2.厚生年金の被保険者

強制適用事業所に使用される70歳未満の者（厚年9条）【→健康保険の被保険者】

常時5人以上の従業員を使用する事業所（厚年6条）

2.1.4.3.被保険者資格の得喪

- ①国年強制被保険者：以下の事実が発生すること

取得：20歳に達した、日本国内に住所を有したなどの事実が発生した日等（国年8条）

喪失：死亡の翌日、日本国内に住所がなくなった翌日、60歳に達した日等（国年9条）

- ②厚年強制被保険者：以下の事実の発生 + 社会保険庁長官による確認

取得：適用事業に使用された日（厚年13条）

喪失：死亡、70歳に達したなどの事実が発生した翌日（厚年14条）

2.1.5.保険者－保険制度の責任主体

国民年金・厚生年金 － 政府（国年3条、厚年2条）

共済年金 － 共済組合（国家公務員共済組合法3条など）

2.1.6.年金制度の種類・保険料・給付額

	保険料	給付額	給付の種類
国民年金	定額 14,100円/月	定額 66,008円/月	老齢基礎年金 障害基礎年金 遺族基礎年金 付加年金 寡婦年金 死亡一時金（国年15条）
厚生年金	報酬比例 14.642%	報酬比例 給付乗率 5.481/1000 (厚年43条)	老齢厚生年金 障害厚生年金 遺族厚生年金 障害手当金 (厚年32条)

※夫婦2人分の基礎年金を含む標準的な年金額は、月額232,592円

これは、夫が平均的収入（平均標準報酬36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準